

倉敷市水道局建設工事総合評価競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、倉敷市水道局（以下「局」という。）が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）に係る総合評価競争入札方式の試行に関し、倉敷市水道事業の契約に関する規程（昭和53年倉敷市水道局管理規程第1号。以下「契約規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「総合評価競争入札」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、価格その他の条件が局にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式の競争入札をいう。

(対象となる工事)

第3条 総合評価競争入札の対象となる工事は、次の類型に該当する工事の中から、倉敷市水道局建設工事及び物品調達業者入札指名委員会規程（昭和50年倉敷市水道局管理規程第15号）第2条に定める建設工事委員会における局長委員会（以下「局長委員会」という。）の審議を経て選定するものとする。

- (1) 特別簡易型 技術的な工夫の余地が特に少ない工事で、同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
- (2) 簡易型 技術的な工夫の余地が小さい工事で、簡易な施工計画、同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
- (3) 標準型 技術的な工夫の余地が大きい工事で、前号に加え、安全対策、交通及び環境への影響、工期の縮減等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事
- (4) 高度技術提案型 技術的な工夫の余地が大きい工事で、前号に加え、設計段階からの工事目的物の強度、耐久性、環境に関する性能、景観、ライフサイクルコスト等と入札価格を一体として評価することが妥当な工事

(入札手続)

第4条 総合評価競争入札を行おうとするときは、この要領によるものとし、この要領に規定がないときは、倉敷市水道局一般競争入札（条件付）事務処理要領（平成21年4月1日制

定。以下「一般競争入札事務処理要領」という。)の規定によるものとする。

(学識経験者の意見聴取)

第5条 倉敷市水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、総合評価競争入札の実施に当たり、政令第167条の10の2第3項に規定する当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときは、同条第4項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号。以下「省令」という。）第12条の4の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 管理者は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、政令第167条の10の2第5項の規定に基づき、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、同項及び省令第12条の4の規定に基づき、あらかじめ2人以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

3 学識経験者の意見聴取は、個別面談の方法又は会議の方法により行うものとする。

(技術評価委員会の設置)

第6条 総合評価競争入札を実施する場合において、価格以外の技術的な要素の審査、評価等を行うため、倉敷市水道局総合評価競争入札技術評価委員会（以下「技術評価委員会」という。）を設置する。

2 技術評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は参事を、副委員長は倉敷市水道技術管理者の職にある者をもって充て、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

4 委員は、当該建設工事の施工担当の課長、水道総務課長、水道総務課企画検査室検査主幹をもって充てる。

5 委員長は、必要と認めるときは、前項に掲げる者以外の職員を委員に加えることができる。

(入札時に必要な資料)

第7条 管理者は、価格以外のその他の条件について評価を行う際に必要な技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）を総合評価競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から提出させることとし、提出された技術資料等は返却しないものとする。

- 2 提出期限以降における技術資料等の差し替え及び再提出は認めない。
- 3 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

(落札者決定基準)

第8条 管理者は、総合評価競争入札を実施する場合には、評価基準、評価の方法その他の基準からなる落札者決定基準を定めるものとする。

- 2 前項の落札者決定基準は、技術評価委員会での審議を経て局長委員会において定めるものとする。

(入札の公告)

第9条 総合評価競争入札を実施する場合は、契約規程第4条第2項に規定する入札公告の事項に次の事項を加えて公告するものとする。

- (1) 総合評価競争入札である旨
- (2) 当該総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 提出を求める技術資料等の内容、提出期限等
- (4) その他必要と認める事項

(評価基準)

第10条 評価基準は、次のとおりとする。

- (1) 評価項目

評価項目は、総合評価競争入札の類型並びに工事の目的及び内容により必要とされる技術的要件等に応じて定めるものとする。

- (2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。

- (3) 加算点

各評価項目の得点を合計したものを加算点とし、加算点は10点から30点までの範囲内で定めるものとする。

- (4) 標準点

技術資料等が適正に提出された者に対しては、標準点として100点を付与する。

(評価の方法)

第11条 価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、標準点に加算点を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除して得られた数値（以下「評価

値」という。)をもって行うものとする。

(落札候補者の決定)

第12条 管理者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち評価値の最も高いもの(以下「最高評価入札者」という。)を落札候補者とする。ただし、政令第167条の10第1項の規定により落札者を決定する場合は、倉敷市水道局低入札価格調査実施要領(平成15年7月1日制定)によるものとする。

2 最高評価入札者が2人以上あるときは、倉敷市水道局電子入札実施要綱(平成21年9月1日制定。以下「電子入札実施要綱」という。)第13条の規定による電子くじにより落札候補者を決定するものとする。

3 前2項の場合において、落札候補者を決定しようとするときは、あらかじめ局長委員会の審議を経るものとする。

(入札参加資格の審査)

第13条 落札候補者は、指定された日時までに入札参加資格の審査書類を水道総務課へ提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

(落札者決定の方法)

第14条 前条に定める審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は落札者として決定し、満たしていない場合は次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の審査を行うこととし、落札者の決定まで同様に繰り返すものとする。

(無効の入札)

第15条 電子入札実施要綱第14条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、審査及び評価の対象としない。

- (1) 技術資料等の全部又は一部を提出しない者のした入札
- (2) 技術資料等の全部又は一部に記載漏れがあり、適正な評価ができない入札
- (3) 技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札

(総合評価結果の公表)

第16条 管理者は、落札者を決定したときは、速やかに落札者に対しその旨を通知するとともに評価値等を含む当該入札結果を公表するものとする。

(落札者とならなかった者に対する理由の説明)

第17条 入札参加者で落札者とならなかった者は、前条の公表を行った日の翌日から起算し

て5日以内（倉敷市の休日を定める条例（平成元年倉敷市条例第40号）第1条第1項各号に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）に、書面により落札者として選定されなかった理由の説明を求めることができる。

- 2 管理者は、前項の規定に基づき説明を求められた場合は、当該書面の提出期限の翌日から起算して5日以内（休日を含まない。）に書面により回答するものとする。

（技術提案内容の履行の確保）

第18条 契約の締結に当たり、落札者が提示した当該工事の施工に関する提案内容については、設計図書の一部とする。

- 2 管理者は、受注者の責めに帰すべき事由により、前項の設計図書の一部となった提案内容が履行されず、かつ、再度の施工が困難又は合理的でないと認めるときは、工事成績評定の減点、契約金額の減額等を行うことができるものとする。

（技術資料等の取扱い）

第19条 総合評価に関する審査結果を除き、入札参加者から提示された技術資料等については、公表しないものとする。

- 2 技術提案等については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、局が発注する工事に無償で利用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する技術提案等については、この限りでない。

（その他）

第20条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年9月18日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成31年2月1日）

この要領は、公布の日から施行する。